

数理物質科学研究科物性・分子工学専攻 学位論文（博士）審査基準

（審査体制）

① 論文審査委員会の構成

主査 1 名及び副査 3 名以上より構成される。

② 審査手順

学位論文を受理する前に、研究科各専攻において、予備審査を行い学位論文提出の可否を決定する。

論文審査委員会では、論文審査及び最終試験、又は学力の確認により、物質工学のすべての分野の基礎となる学力と知識ならび物質工学のいずれかの分野の専門知識を有し、かつ物質工学のいずれかの分野で自ら課題を設定し、その解決のための研究を遂行し、すぐれた成果をおさめることができたかどうかの審査を行う。

（評価項目）

① 研究主題、論文題目の妥当性

② 研究背景の把握と研究の位置づけ、独創性

③ 論文内容（方法、結果、結論）、その学術的・社会的意義、インパクト、貢献度

④ 論文体裁、表現、合理的論述と完成度（クオリティ）

⑤ 研究倫理の遵守

（評価基準）

筑波大学大学院学則第 3 条の 2 で規定する課程の目的を充足した上で、上記、学位論文評価項目のすべてにおいて合格すること。

併せて、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。

数理物質科学研究科物性・分子工学専攻 学位論文（修士）審査基準

（審査体制）

① 論文審査委員会の構成

主査 1 名及び副査 2 名以上より構成される。

② 審査手順

論文審査委員会では、論文審査及び最終試験により、物質工学のすべての分野の基礎となる学力と知識ならび物質工学のいずれかの分野の専門知識を有し、物質工学のいずれかの分野で特定のテーマに沿って研究を遂行し、一定の成果をおさめることができたかどうかの審査を行う。

（評価項目）

① 研究主題、論文題目の妥当性

② 研究背景の理解度

③ 論文内容（方法、結果、結論）、 その学術的・社会的意義

④ 論文体裁、表現、合理的論述

⑤ 研究倫理の遵守

（評価基準）

筑波大学大学院学則第 3 条の 2 で規定する課程の目的を充足した上で、上記、学位論文評価項目のすべてにおいて合格すること。

併せて、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。